

宝くじの社会貢献広報の仕方（令和7年度）

1. 市（区）町村の広報誌等への掲載

(1) 次のいずれかとしてください。

①市（区）町村の広報誌への掲載（原則）

②市（区）町村のホームページへの掲載（①が困難な場合、申請時に協議が必要）

- ・トップページにクーちゃんのバナーを表示し、宝くじの社会貢献広報掲載のページへリンク
- ・掲載期間は3か月以上

(2) 申請時より、掲載方法を変更する場合は、**必ず事前に**自治総合センターの担当者へご相談ください。

(3) 掲載する記事は、「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」の紹介と「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施した」旨の表現は必ず記載してください。

2. 購入備品、設備への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(2) 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行ってください。広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外となります。

(3) 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示してください。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可とします。）

(4) 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）を原則とします。（特に屋外に設置する備品・設備については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行ってください。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可とします。

(5) 表示は剥離の懸念のないようにしてください。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可とします。

(6) 広報表示の参考例

- ・法被等の衣装類：衣装それぞれ（衣装の上下、帯、その他付属品を含む）の表地（裏地は不可）に縫い付けによる広報表示を行う。
加えて、使用時に看板等により、宝くじの助成金で整備した旨の広報を行うことが望ましい。
- ・テント：各部品への広報表示のほか、天幕に遠目からでもわかる大きさとで広報表示を行う。
- ・カーテン：本体のほか、壁の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・天井に設置する照明器具や空調機器、音響機器：本体のほか、壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う。
- ・防犯灯や屋外放送設備：本体のほか、柱・ポールの人目に付く高さにもプレート等で広報表示を行う（もしくは看板による広報表示を行う）。
- ・広場の遊具等の整備：整備する遊具等の設備本体のほか、広場の入り口等に看板等で広報表示を行う。
- ・組み立て式ステージ等：それぞれの備品（部品）のほか、看板やプレート等で広報表示を行う。
- ・福祉車両等（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：車両ボディーにペイントで広報表示を行う。
- ・バリアフリー化工事（地域づくり助成事業のうち事業区分ア）：改修箇所の壁や入口に固定プレートで広報表示を行う。

(7) 写真については、次の項目を充足するようにしてください。

- ① 整備した設備・備品の全体が確認できる。（設備・備品名と写真が一致するようにしてください）
- ② 整備した設備・備品の数量とそれぞれの広報表示場所が確認できる。
- ③ 広報表示のデザインが確認できる。

3. コミュニティセンターへの広報表示

(1) 以下の仕様に基づき、それぞれの事業実施主体で作成したプレートを、建物入り口等の視認可能な場所（高さ）に表示してください。

(2) プレートの仕様は次のとおりです。

アクリル製：縦 210 mm×横 297 mm×厚さ 3 mm（A4 サイズ、四隅をビス留め）

4. 印刷物等への広報表示

(1) 「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠してください。

(2) 作成する全ての印刷物や配布物(チラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、横断幕、新聞等広告、図録、報告書等成果物)に広報表示を行ってください。ただし、チケット、新聞、雑誌で掲載欄に限界がある場合は、「宝くじの助成金で実施する」旨を表記してください。

(3) 広報効果が発揮できる場所、大きさで表示してください。

以上